官　報　　平成23年6月28日　火曜日　　第5585号

〔省　令〕

○厚生労働省令第七十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十八日　　厚生労働大臣　細川　律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百十三号を第四百十六号とし、第三百六十二号から第四百十二号までを三号ずつ繰り下げ、第三百六十一号を第三百六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百六十四　５-メチル-６・７-ジヒドロ-５*H*-シクロペンタピラジン

別表第一中第三百六十号を第三百六十二号とし、第三百十号から第三百五十九号までを二号ずつ繰り下げ、第三百九号を第三百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百十一　２-(３-フェニルプロピル)ピリジン

別表第一中第三百八号を第三百九号とし、第百五十六号から第三百七号までを一号ずつ繰り下げ、第百五十五号の次に次の一号を加える。

百五十六　２・３-ジエチル-５-メチルピラジン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。